

## [事案 2019-184] 入院給付金支払等請求

・令和2年8月27日 和解成立

### <事案の概要>

募集人から告知しなくてよいと説明されたにもかかわらず、告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成30年12月に既往帝王切開後妊娠により入院したため、平成29年1月に契約した終身保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金等を支払うか、もしくは契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 帝王切開について募集人に告知すべきか質問したところ、何らかの表を見せられて「帝王切開は書かれていないから、告知しなくてよい。」と言われた。
- (2) 契約申込後に、申込内容訂正請求書を提出したことになるが、自分が書いたものではなく、記入日は仕事のため募集人とは会っていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人から、帝王切開の話聞いた事実はなく、告知不要と述べた事実もない。
- (2) 申立人が、申込時に特約付加と増額を希望していたため、募集人は、申立人の母を通じて、申立人に申込内容訂正請求書などを作成してもらった。
- (3) 募集人が、申立人の母に、上記(2)の書類について、申立人の母が書いていないことを確認したところ、申立人自身が書いたと述べた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人および保険会社の苦情対応者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約を無効とすることは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、帝王切開について、契約時に同席していた妊娠中の申立人の妹と話したと主張しているが、その日はすでに申立人の妹は出産後であったこと等、客観的な事実と整合しない箇所があり、告知書記載時に何らかの不適切な行為が存在した可能性が否定できない。
- (2) 募集人が申立人の母に送信したLINEの内容から、契約内容訂正請求書の作成・交付時に、募集人は同書面が申立人により作成されたものではないことを認識していたものと判断できる。
- (3) 本契約は、他社契約を解約することを前提としてなされた、いわゆる乗換契約であるが、他社契約が存続していれば、給付金が支払われた可能性が高い。乗換契約について、募集人はデメリットを十分に説明するべき義務があるが、これを尽くしたと認めることに疑問が残る。